【２０２３年１２月１日より当座預金の新規取扱廃止】

【当座勘定規定（専用約束手形口用）】

２０２６年１０月１日 現在

第１条（当座勘定への受入れ）

①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。)も受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

②手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

③証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。

④証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第２条（証券類の受入れ）

①証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。

②当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第３条（本人振込み）

①当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。

②当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第４条（第三者振込み）

①第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第２条と同様に取扱います。

②第三者が当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第３条と同様に取扱います。

第５条（受入証券類の不渡り）

①前３条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第４条の

場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第１項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

②前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第６条（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受入れまたは手形を支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第７条（手形･小切手の支払）

①この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。ただし、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

②前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

③当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。

第８条（手形用紙）

①当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用し、2026年9月30日までに振り出してください。

②当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。

③払戻請求書の交付請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。

④専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

⑤当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から３か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第９条（手数料）

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

第１０条（支払の範囲）

①呈示された手形等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務は負いません。

②呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、万一、15時以降に入金した資金を支払いに充当したとしても当行は責任を負わないものとし

ます。

③手形の金額の一部支払はしません。

第１１条（支払の選択）

同日に数通の手形等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第１２条（印鑑等の届出）

①当座勘定の取引に使用する印鑑は、当行所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。

②代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届出てください。

第１３条（届出事項の変更）

①手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の用紙によって当店に届出てください。

②前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

③第１項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第１４条（成年後見人等の届出）

①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。

②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様に届出てください。

④前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

⑤前４項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第１５条（印鑑照合等）

①手形、払戻請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、払戻請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

②手形として使用された用紙（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第８条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

③この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第１項と同様としま

す。

第１６条（振出日、受取人記載もれの手形）

①手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払を拒絶することができるものとします。

②前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第１７条（自己取引手形等の取扱い）

①手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。

②前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第１８条（利息）

当座預金には利息をつけません。

第１９条（残高の報告）

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当行所定の方法により報告します。

第２０条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第２１条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第23条第３項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第23条第３項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第２２条（取引の制限等）

①当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

②１年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

③日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合には、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

④第１項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済

制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

⑤前４項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前４項にもとづく取引の制限を解除します。

第２３条（解約）

①この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

②次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、本項により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

１．この当座勘定が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

２．法令で定める本人確認等における確認事項、および第22条第１項で定める当行からの通知等による各種確認事項や提出された資料に偽りがある場合

３．この当座勘定が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行がこの当座勘定の解約が必要と判断した場合

４．第22条第１項から第４項に定める取引の制限に係る事象が１年以上に渡って解消されない場合

５．第１号から第４号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

③前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

１．当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

２．本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき

関係を有すること

3．本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした 場合

A．暴力的な要求行為

B．法的な責任を超えた不当な要求行為

C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E．その他AからDに準ずる行為

④第１項または第３項により、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。ただし、手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんに かかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

⑤手形用紙の交付枚数のいかんにかかわらず、毎年２月と８月の当行所定の日においてこの当座勘定の受払が６カ月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引落されている場合にも、同様とします。

第２４条（取引終了後の処理）

①この取引が終了した場合には、その終了前に振出された手形であっても、当行はその支払義務を負いません。

②前項の場合には、未使用の手形用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第２５条（手形交換所規則による取扱い）

①この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。

②関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第７条の第１項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

③前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

第２６条（規定の変更）

①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

【２０２３年１２月１日より当座預金の新規取扱廃止】

【約束手形用法（専用約束手形口用）】

２０２６年１０月１日 現在

１．この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。

２．手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。

３．提出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。

４．

（１）金額は所定の金額欄に記入してください。

（２）金額をアラビア数字（算用数字、１、２、３・・・）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「￥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、３桁ごとに「，」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。

（３）金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

（４）金額欄には、第２項または第３項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

５．金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。
ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。

６．手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記がQRコード欄に重なることがないようにしてください。

７．手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当行所定の用紙によりただちに届出てください。

８．手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

以 上

株式会社 鹿児島銀行

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5	
漢数字	壹	壱	弌	弐	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍

	6		7			8		9		10		100		
漢数字	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰

	1,000			10,000	
漢数字	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。